

3点セットを閲覧される皆様へ

民事執行法の改正により、入札の制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

そのため、入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。なお、入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

①（個人・法人を問わず）暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**

及び

②（個人の場合）**住民票**、若しくは（法人の場合）**資格証明書**

更に宅地建物取引業者の方は、③**宅地建物取引業の免許証**写しの提出も併せてお願いします。

詳しくは、青森地方裁判所八戸支部**執行官室**（☎ 0178-22-4697）にお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 5 日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 真 鍋 修

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 4 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 4 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 4 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 5 月 13 日 午後 1 時 10 分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 4 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 4 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る)。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 三戸郡田子町大字相米字柴倉
 地 番 84 番
 地 目 宅地
 地 積 1899.50 平方メートル

持分 3 分の 2

2 所 在 三戸郡田子町大字相米字柴倉 84 番地
 家屋 番号 84 番
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 193.31 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 13.67 平方メートル

(現況)

滅失

符 号 2
 種 類 倉庫
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 40.76 平方メートル
 2 階 40.76 平方メートル



物 件 目 録

(現況)

滅失

符 号 3

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 49.68 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 倉庫

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床 面 積 約 128.35 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 5月22日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 沼 尾 和 樹

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件 目 録

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所 在 | 三戸郡田子町大字相米字柴倉 |
| | 地 番 | 8 4 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 8 9 9 . 5 0 平方メートル |
| | 共有者 A | 持分 3 分の 2 |
| 2 | 所 在 | 三戸郡田子町大字相米字柴倉 8 4 番地 |
| | 家屋 番号 | 8 4 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 9 3 . 3 1 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 物置 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 3 . 6 7 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 滅失 | |
| | 符 号 | 2 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 0 . 7 6 平方メートル
2 階 4 0 . 7 6 平方メートル |



物 件 目 録

(現況)

滅失

符 号 3

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 49.68平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 倉庫

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床 面 積 約128.35平方メートル

所有者 A



令和 6 年（ヌ）第 13 号
令和 6 年 9 月 19 日 受理
令和 6 年 10 月 30 日 提出
（評価人 青 田 淳 一）

現 況 調 査 報 告 書

青森地方裁判所八戸支部

執行官 堀 川 浩 二

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 三戸郡田子町大字相米字柴倉
 地 番 84 番
 地 目 宅地
 地 積 1899.50 平方メートル
 共有者 A 持分 3 分の 2
- 2 所 在 三戸郡田子町大字相米字柴倉 84 番地
 家屋 番号 84 番
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 193.31 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 13.67 平方メートル
 符 号 2
 種 類 倉庫
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 40.76 平方メートル
 2 階 40.76 平方メートル
 符 号 3
 種 類 物置

物 件 目 録

構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積	49.68平方メートル
所有者	A

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	(住居表示実施)														
土地	物件 1														
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)														
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐														
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項	登記簿上の共有者CはAの母親であるが、Cが死亡したことによりAがすべての所有権を取得した旨を主張している 便所 (工作物) が設置されている 北側に向かって登りの斜面となっている														
建物	物件 2														
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :														
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類</td> <td>倉庫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造</td> <td>軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積</td> <td>約 128.35 m²</td> </tr> </table>			{	種類	倉庫		構造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建		床面積	約 128.35 m ²			
{	種類	倉庫													
	構造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建													
	床面積	約 128.35 m ²													
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅・物置・倉庫 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項	附属建物符号 1、同 2 は滅失して現存していない														
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年 () 第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			{	地方裁判所	支部	令和	年 () 第	号		保管開始日	令和	年	月	日
{	地方裁判所	支部	令和	年 () 第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物位置関係図	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
☒ B (Aと同居している親族)	1 Aは施設に入所しているため同居している親族の私に対応します。 2 物件2建物では私と私の親族が住んでいます。また今年5月から猫が1匹います。 3 物件1土地は登記簿上Aが3分の2の持分となっていますが、Aの母親である持分3分の1のCは既に亡くなっており、相続人はAだけなので、全部の持分がAとなります。ただし、相続登記はしていません。 4 附属建物符号1、2はかなり以前に取り壊しています。未登記附属建物である倉庫はAが建てたものですが、その建築年月日は覚えていません。屋外にある便所もかなり以前からあるものですが建築年月日はわかりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 関係人の陳述及び現況にてらし、2枚目記載のとおりと認める。
- 2 屋外にある便所は基礎がなく、簡易なものであることから工作物と認めた。当該便所は、本件建物と所有者が同一であり、物件2建物の常用に供されてきたことから、本件建物の従物と判断し、本競売目的物と認定した。
- 3 AはCの死亡により物件1土地の全部の所有権を取得したと主張しているが、資料等の提出はなく不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
6 年 9 月 24 日 (火) 8 : 30	法務局八戸支局	土地建物登記事項証明書等受理
6 年 10 月 1 日 (火) 9 : 30 - 9 : 40	物件所在地	現地確認/立入のため臨場/不在/概測/写真撮影 (外部)
6 年 10 月 8 日 (火) 13 : 30 - 14 : 10	物件所在地	立入のため臨場/関係人と面談/概測/写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：昭和63年7月6日

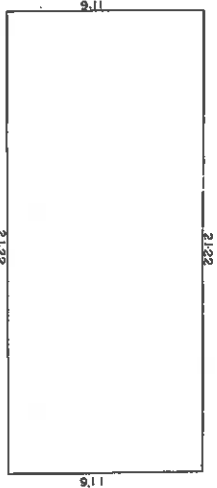
A 3 を A 4 に縮小

令和6年9月24日
登録地方法務局八戸支局
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

登記官

0512761 各階平面図

主たる建物

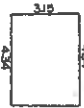


求積

$9.11 \times 21.22 = 193.3142$

床面積 193.41 m²

符号 1

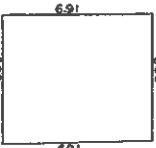


求積

$3.15 \times 4.34 = 13.6710$

床面積 13.67 m²

符号 2

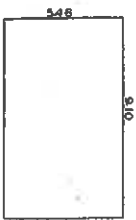


求積 (各階同型)

$6.91 \times 3.90 = 40.7690$

床面積 1階 40.76 m²
2階 40.76 m²

符号 3



求積

$5.46 \times 9.10 = 49.6860$

床面積 49.68 m²

作製者

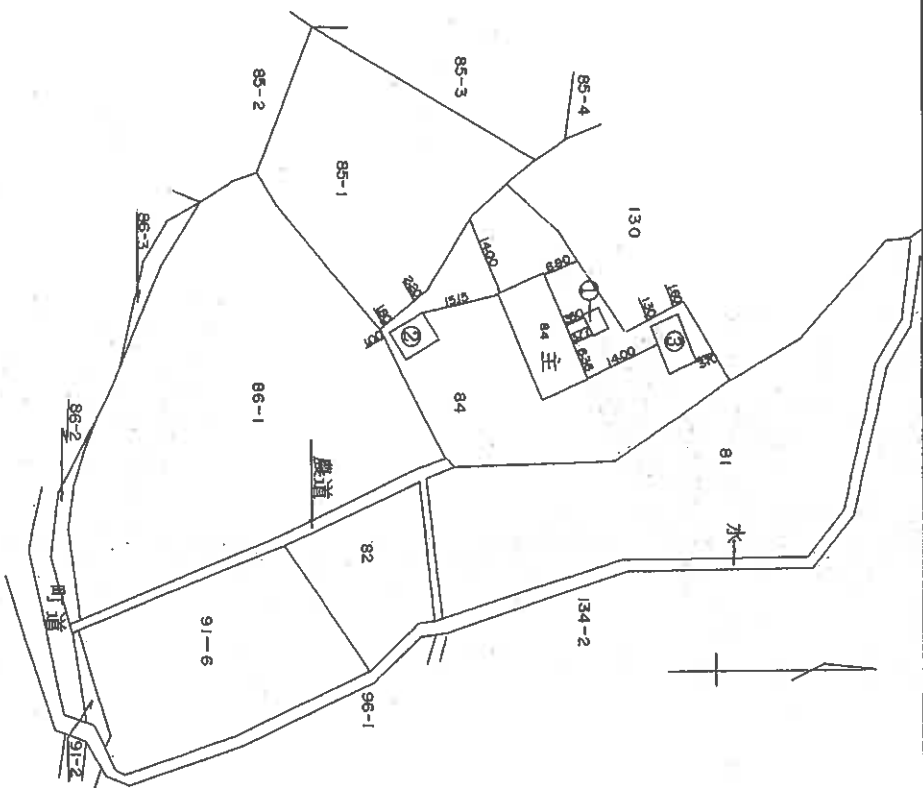
建築物平面図

家屋番号

84

建物の所在

三戸郡田子町大字相米字柴倉 84 番地



縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/1000

562.7.6

土地建物位置関係図



1
500

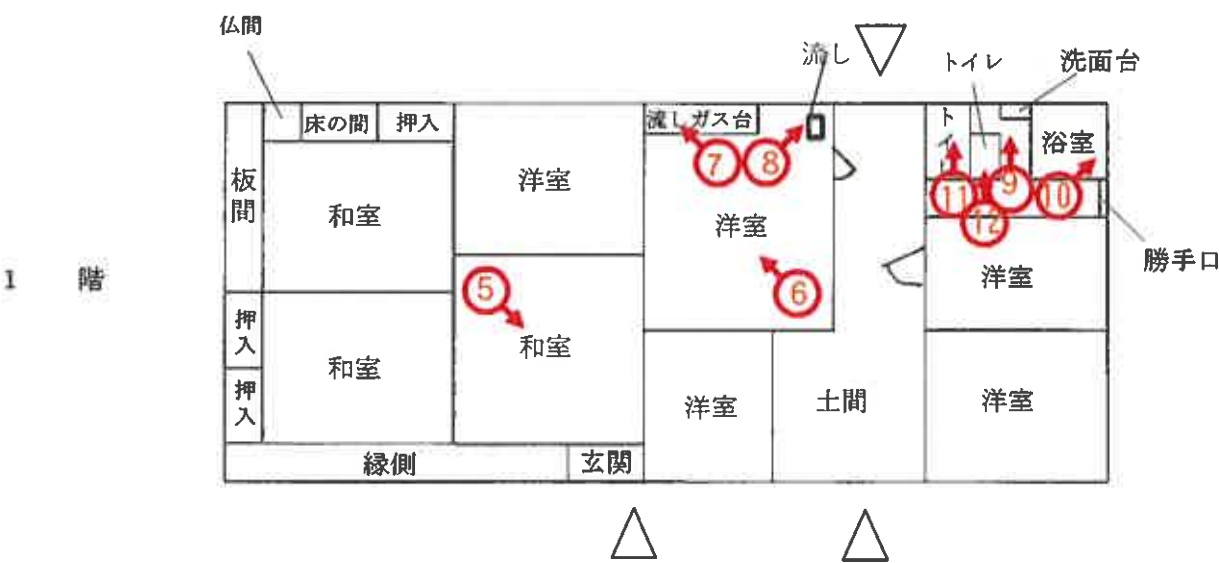
写真撮影地点



(7 枚目)

建物間取図

物件番号2 主建物

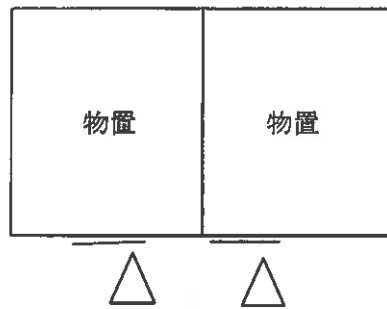


写真撮影地点 
(8 枚目)

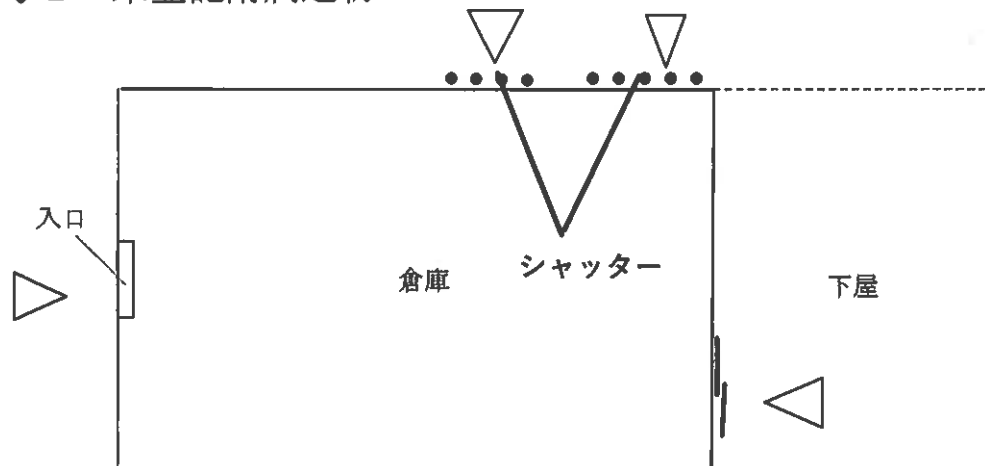
$$S = \frac{1}{182}$$

建物間取図

物件番号2 附属建物符号3

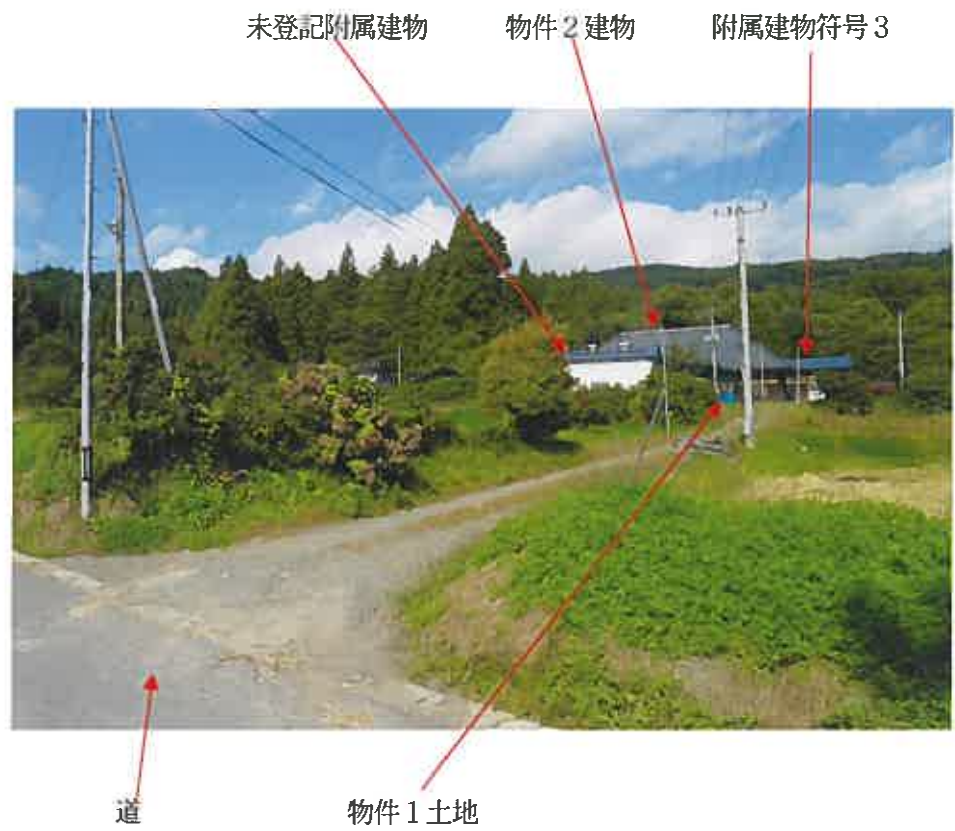


物件番号2 未登記附属建物



$$S = \frac{1}{182}$$

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3

附属建物符号 3



物件 1 土地

写真番号 4

未登記附属建物



物件 1 土地

写真番号 5



写真番号 6



写真番号 7



写真番号 8



写真番号 9



写真番号 10



写真番号 1 1



写真番号 1 2



副本

令和 6年（ 又 ）第 13 号
令和 6年10月 8日 現地調査
令和 6年11月12日 評 価

青森地方裁判所 八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

青田淳一

第1 評価額

一括価格	
金472,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金314,000円
物件2(建物)	金158,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 現地に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 共有持分	三戸郡田子町大字相米字柴倉 84番 宅 地 1899.50㎡ 3分の2	同 左 同 左 同 左 同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 種 類 構 造 床 面 積 種 類 構 造 床 面 積 種 類 構 造 床 面 積	三戸郡田子町大字相米字柴倉84番地 84番 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1階 193.31㎡ 附属建物符号1 物 置 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1階 13.67㎡ 附属建物符号2 倉 庫 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 40.76㎡ 2階 40.76㎡ 附属建物符号3 物 置 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1階 49.68㎡ 未登記 未登記	同 左 同 左 同 左 1階 同 左 滅 失 滅 失 同 左 同 左 1階 同 左 未登記附属建物 倉 庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 1階 約128.35㎡

番号	特 記 事 項
	物件1土地の評価対象はAの共有持分のみである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	青い森鉄道線三戸駅の西方・道路距離約19km (附属資料1位置図参照)	
付 近 の 状 況	物件1・2を含む地域は、田子町役場西方の柴倉地区に、農家住宅が散在する農家住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 未指定 未指定 未指定 なし 文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地(柴倉遺跡、縄文時代)
画 地 条 件	間口約2m・奥行約53m(最大)・地積1,899.50㎡の全体として南向きに傾斜した不整形地。 道路の行止りに接道するが、高低差は等高。	
接面道路の状況	南側2m、農道(田子町管理)、舗装(未) 建築基準法上: 都市計画区域外のため法第42条は適用外	
土地の 利用状況等	土地所有者が、物件2建物の敷地として占有している。 東側に競売目的物である工作物(便所)が存在する。	
供 給 処 理 施 設	上水道	あ り
	ガス配管	な し
	下水道	な し

特 記 事 項	ハザードマップにおいて下記に分類される。 土砂災害警戒区域(土石流、柴倉沢)
---------	---

2 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 不 明 経過年数 50年程度と推定 経済的残存耐用年数 0年
仕 様	構 造: 木造 屋 根: 亜鉛メッキ鋼板 外 壁: 漆喰、板張り 内 壁: 漆喰、合板 天 井: 杉桤合板 床 : 畳、フローリング 設 備: 電気、給排水、浴室、給湯、衛生(汲取り)、LPガス(設備の動作確認は行っていないので、正常に稼働するか否かは不明。) その他: な し
床面積(現況)	第3目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途 居 宅 間取り 附属資料4建物間取図参照
品 等	普 通
保守管理の状態	普通であるが全体的に経年相応の劣化が見られる。
建物の利用状況	建物所有者が居宅として使用している。

特 記 事 項	第3目的物件に記載した附属建物2棟が存在する。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	1, 800	0. 73	1, 899. 50	(1－0. 50)	1, 248, 000

〔 総額につき千円未満の端数
金額は四捨五入、以下同 〕

ア 標準画地価格： 目的物件に類似する地価公示標準地及び地価調査基準地の設定がないため、周辺の取引事例等を参考として上記のとおり求めた。

イ 個別格差： 街路条件(系統連続性、幅員、舗装)－11. 5%
画地条件(間口狭小、形状)－17% (相乗積)

ウ 地積： 登記数量による

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮して－50%と査定した。

② 建物価格(物件2)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。なお、附属建物はいずれも市場価値がないものと査定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	130,000	193.31	0.010	251,000

ウ 現価率:

経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
2	50年程度	0	0.50	0.020	0.010

※現価率＝{残価率 ÷ (1－残価率)} × 経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数＋経済的残存耐用年数) × (1－観察減価率)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	1, 248, 000	1. 00	0. 10	敷地占有利益	125, 000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲： 物件1の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合： 物件2建物の敷地占有利益割合を本件建付地価格の10%と判断した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	共有持 分 エ	市場性 修正 オ	競売市 場修正 カ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ ×オ×カ
1	1, 248, 000	-125, 000		$\frac{2}{3}$	(1-0.40)	(1-0.30)	314, 000
2	251, 000	+125, 000		(1-0.00)	$\frac{1}{1}$	(1-0.40)	(1-0.30)
一括価格 (合計)							472, 000

ウ 占有減価修正： 減価なし

オ 市場性修正： 都市計画区域外の農家住宅地域であること及び物件1土地が共有持分のみであることによる市場性減価を-40%と査定した。

カ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

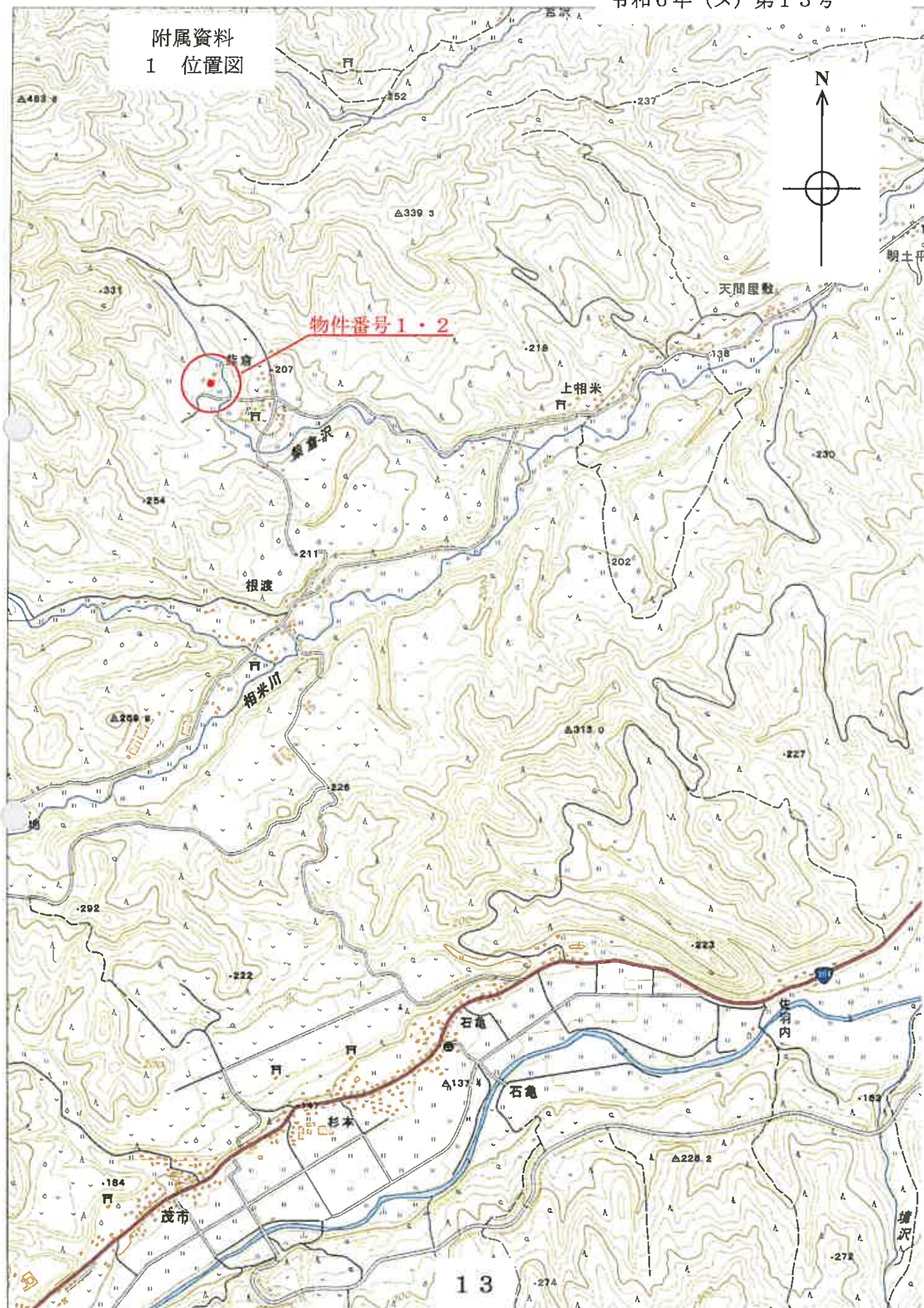
第6 附属資料の表示

- | | | |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 位置図（出所：国土地理院ウェブサイト）・・・ | 1 葉 |
| 2 | 法第14条第1項地図写 | ・・・ 1 葉 |
| 3 | 建物図面及び各階平面図写 | ・・・ 1 葉 |
| 4 | 建物間取図 | ・・・ 2 葉 |
| 5 | 建物配置図 | ・・・ 1 葉 |

以 上

附属資料
1 位置図

物件番号1・2



附属資料

2 法第14条第1項地図写

(座標値種別：図上測定)



(座標値種別：図上測定)

土地院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地
図

令和6年10月3日 青森地方方法務局八戸支局
以下に記されている内容を証明した書面である。

附属資料

3 建物図面及び各階平面図写

各 階 平 面 図

建 物 図 面

家屋番号 84

建物の所在 三戸郡田子町大字相米字柴倉84番地

主たる建物



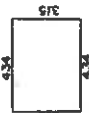
求 積

$9.11 \times 21.22 = 193.3142$

床面積

193.41 m^2

符号 1



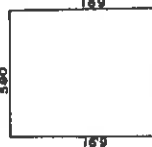
求 積

$3.15 \times 4.34 = 13.6710$

床面積

13.67 m^2

符号 2



求 積 (各階同型)

$6.91 \times 5.90 = 40.7690$

床面積

1階 40.76 m^2
2階 40.76 m^2

符号 3

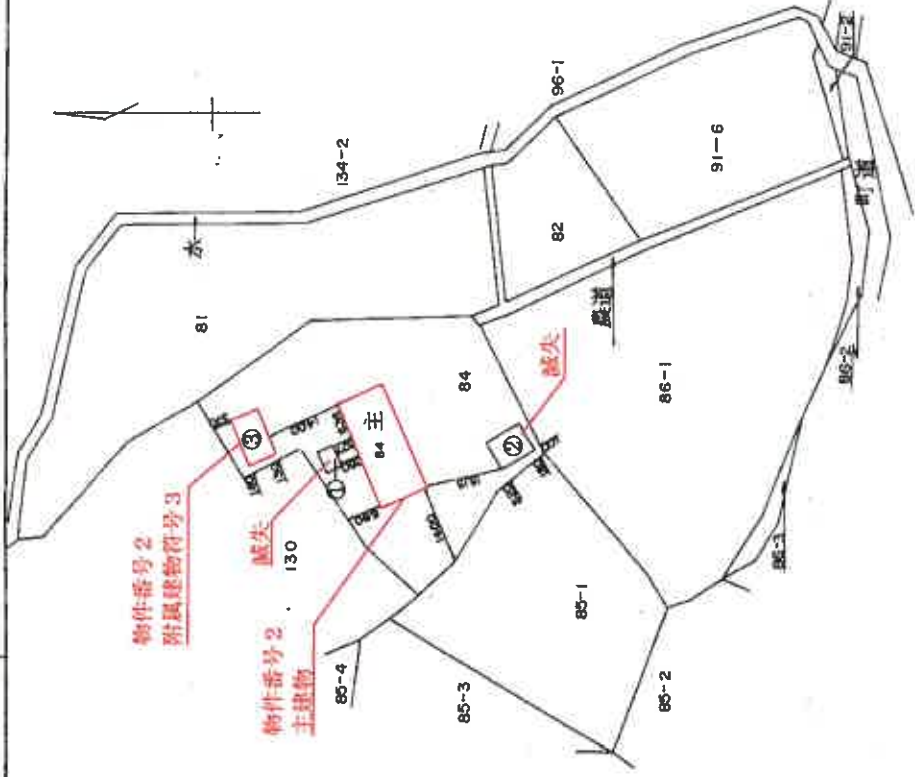


求 積

$5.46 \times 9.10 = 49.6860$

床面積

49.68 m^2



A3用紙をA4用紙に縮小しています

(日測地12)

(夜測地)

作 製

縮尺 1/250

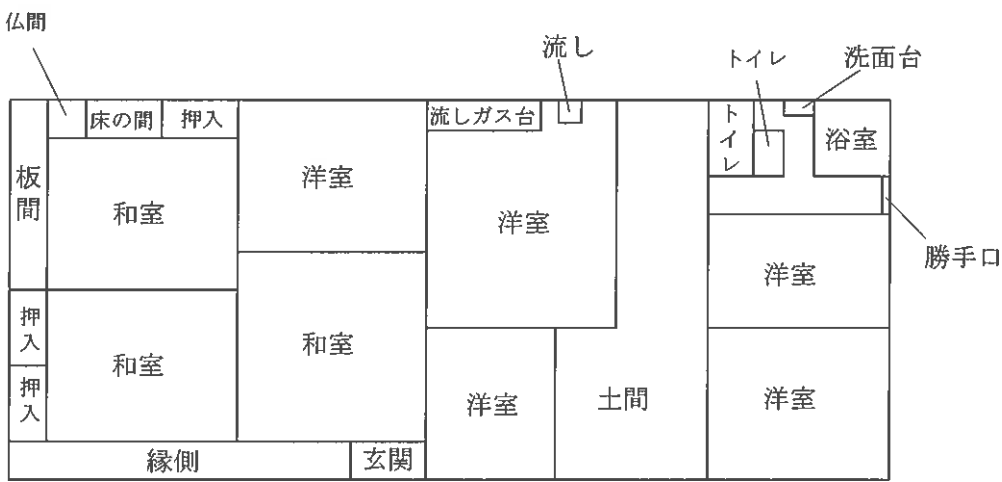
申請人

縮尺 1/1000

4 建 物 間 取 図

物件番号2 主建物

1 階

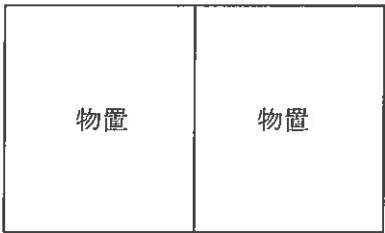


$$S = \frac{1}{182}$$

附 属 資 料

4 建 物 間 取 図

物件番号2 附属建物符号3

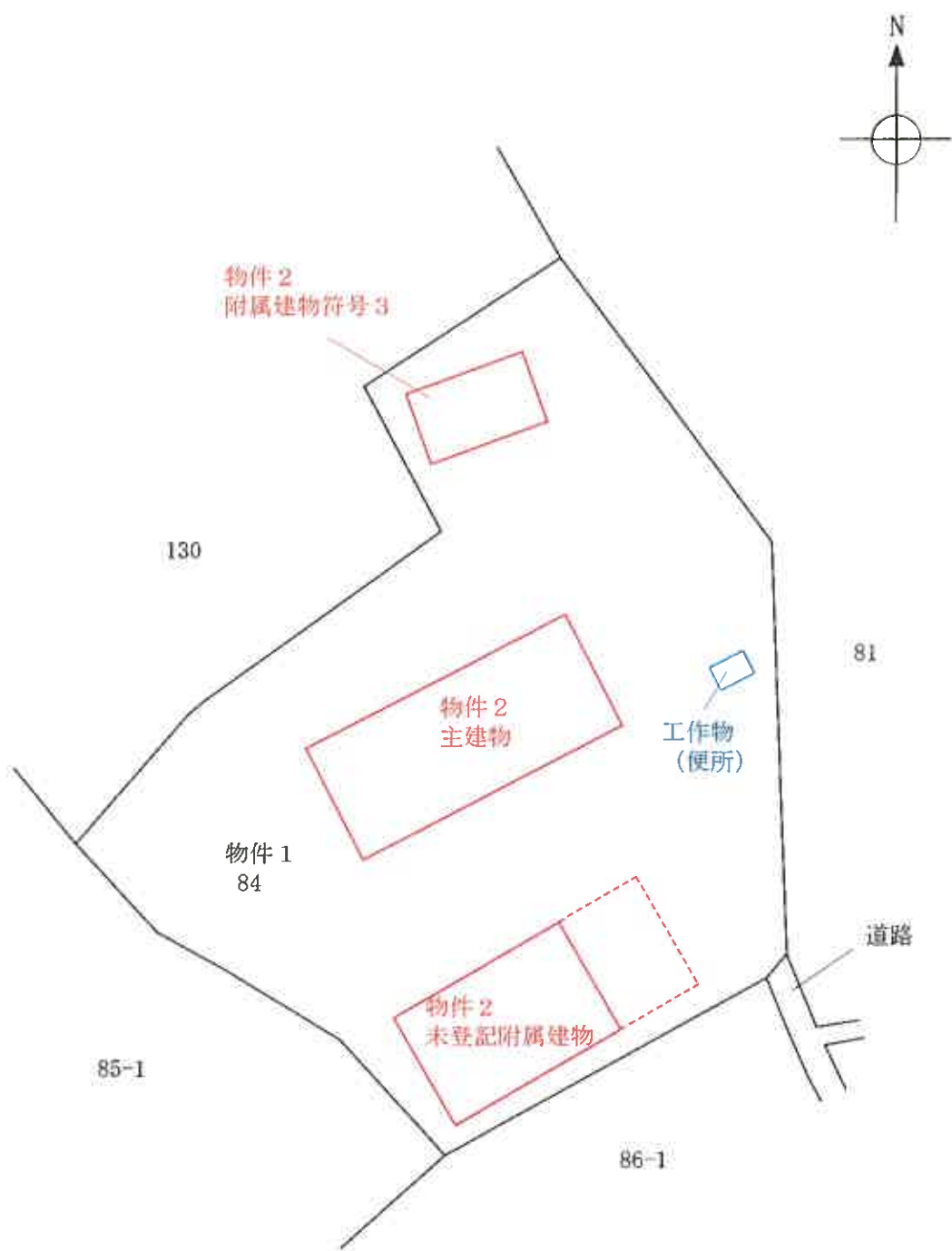


物件番号2 未登記附属建物



$$S = \frac{1}{182}$$

附属資料
5 建物配置図



1
500